

## 18歳から64歳までの方を対象に 補聴器の購入費用を助成します

日常生活のコミュニケーションに支障のある中等度の難聴や片耳が高度以上の難聴の方を対象に補聴器の購入費を助成します。

手続きの流れは裏面をご覧ください

### 1 対象者

次の全てに当てはまる方が対象です。

- ①世田谷区に住所のある**18歳から64歳までの方**  
※64歳までに助成を受けた方は引き続き対象となります。
- ②申請日の前年度に住民税非課税世帯の方※世帯の範囲は申請者とその配偶者です。  
(学生は特別区民税所得割46万円未満)
- ③身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない方
- ④医師による検査の結果、聴力レベルが概ね40デシベル以上で、補聴器が有効だと認められた方 ※片耳が高度・重度難聴の方も対象  
(学生は概ね30デシベル以上)
- ⑤初めて補聴器を購入するまたは5年が経過している。

### 2 助成内容

助成上限額:**50,000円**(両耳の場合10万円)

- ・学生は、基準額 13万7千円(両耳 27万4千円)と補聴器の費用を比較して少ない方の額の9割を助成  
(非課税世帯、生活保護世帯は基準額以内は自己負担なし)
- ・助成金の交付から5年経過後に再度申請可能
- ・医療機関の文書料、診察料、検査料は対象外

### 3 注意事項

- ・助成決定前に購入した補聴器は助成の対象となりません。
- ・管理医療機器と認定された補聴器が対象です。
- ・公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入してください。

# 手続きの流れ

## ①申請書の取得

世田谷区公式ホームページ、障害施策推進課、総合支所保健福祉課で「中等度難聴者補聴器購入費助成申請書」を取得します。

※世帯の収入の状況や診断・検査の結果、「助成の対象とならない」場合があります。必ず、対象の要件を確認のうえ、申請してください。



区 HP はこちら

## ②耳鼻咽喉科を受診し、医師意見欄の記入を受ける

耳鼻咽喉科の医師の診察を受け、中等度難聴であること、補聴器使用が有効であると認められた方は申請書下部「医師意見欄※」の記入と聴力検査結果(オーディオグラム)の写しを受けます。 ※「医師意見欄」記入の文書料、診察料、検査料は自己負担。

## ③相談・見積書取得

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店※(区外でも可)で、相談、試聴を行い、購入する補聴器が決まったら見積書を取得します。

※公益財団法人テクノエイド協会のホームページで確認してください。

## ④申請

郵送または電子申請(LoGo フォーム)にて、世田谷区障害施策推進課に申請書と聴力検査結果(オーディオグラム)、見積書を提出します。学生の場合は、在学中であることが分かる証明書の写しも提出。

(注意事項)

※申請書の医師意見欄の作成日から6か月以内に申請してください。

※補聴器購入後の申請は助成対象外です。

## ⑤決定

世田谷区にて助成決定後、次の3つの書類をお送りします。

- ・交付決定及び助成額決定通知書
- ・助成金受領委任状
- ・請求書兼口座振替依頼書(販売店)

## ⑥購入

見積書を取得した販売店で補聴器を購入します(助成決定から1年以内)。

【販売店への提出書類】(記入・押印が必要)

・「交付決定及び助成額決定通知書の写し」・「助成金受領委任状」・「請求書兼口座振替依頼書(販売店)」 ※購入費から助成額を差し引いた自己負担額を販売店に支払います。原則、助成金の支払いは世田谷区から販売店に行います。